令和５年度　大垣市監査計画

大垣市監査基準第８条第１項の規定に基づき、令和５年度の監査計画を次のとおり策定する。

１　基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独任制の執行機関として、市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、住民の福祉の増進及び市政への信頼確保に資するため、次の方針に基づき監査を実施する。

（１）法令等に従って適正かつ正確に執行されているかという視点を主眼とするほか、経済性、効率性及び有効性の視点に留意する。
（２）これまでの監査結果等を踏まえ、リスクのより高い事務・事業に重点を置くなど、効率的かつ効果的な監査を実施する。
（３）監査の過程において、定められた事務処理のルール等を遵守する体制となっているかなど、内部統制に留意して監査を実施する。
（４）監査の指摘事項等に対する措置が適切に講じられ、是正・改善が有効に進められるよう適宜確認等を行い、監査の実効性を確保する。
（５）透明性の高い開かれた監査を推進し、監査に関する情報を市民にわかりやすく発信する。

２　実施予定の監査等の種類

（１）財務監査
（２）財政援助団体等監査
（３）決算審査
（４）例月現金出納検査
（５）健全化判断比率等審査
（６）共同設置機関の監査
（７）工事監査

３　監査等の日程

「令和５年度 監査等日程」のとおり

４　個々の監査等の関連

個々の監査等の実施にあたり、相互に有機的な関連を持たせ、総合的に成果が上がるように努める。

５　監査等結果の報告及び公表

監査等の結果については、報告書（意見書）を作成し、関係機関に提出するとともに、監査の結果に基づく措置状況について、市長等に適時報告を求め関係法令等に基づき公表する。

６　その他

監査実施計画に定める監査等のほかに監査を実施する必要が生じた場合は、別途、実施計画を定めて実施することとする。

○ 監査実施計画

１　財務監査　（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

（１）監査の対象　「令和 5 年度 財務監査（定期監査）対象所属一覧表」のとおり

※ 全所属を 2 年で一巡するように監査を実施する。
（保育園等は 4 年、サービスセンターは 3 年で一巡）

（２）実施時期　令和 5 年 7 月～令和 6 年 3 月

令和５年度　財務監査（定期監査）対象所属一覧表

部　　局　　名	所　　属　　名
企画部	秘書広報課 情報企画課
総務部	課税課 収納課 債権回収対策室
市民活動部	まちづくり推進課 男女共同参画推進室 人権擁護推進室 赤坂サービスセンター、大垣駅北市民サービスセンター
上石津地域事務所	地域政策課（財産区を含む）、市民福祉課、産業建設課 牧田支所、一之瀬支所、時支所
生活環境部	環境衛生課 危機管理室
健康福祉部	高齢福祉課 介護保険課 国保医療課（上石津診療所を含む） 保健センター（上石津・墨俣保健センター、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を含む）
こども未来部	子育て支援課 三城幼保園、丸の内保育園、ゆりかご保育園、 南保育園、墨俣保育園 子育て総合支援センター （キッズピアおおがき・南部子育て支援センターを含む）
経済部	農林課 公営競技事務所
都市計画部	都市計画課 交通政策課 市街地整備課 公園みどり課 建築課 建築指導課 住宅課
教育委員会事務局	社会教育スポーツ課 文化振興課 南部学校給食センター、北部学校給食センター 守屋多々志美術館 北中学校、赤坂中学校、北小学校、安井小学校、 静里小学校、荒崎小学校、墨俣小学校
その他	選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 監査委員事務局

※ 全所属を２年で一巡するように監査を実施する。

（保育園等は４年、サービスセンターは３年で一巡）

２　財政援助団体等監査　（地方自治法第 199 条第 7 項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

（１）監査の対象

財政援助団体 ： 大垣市医師会看護専門学校

所　　管　　課 ： 健康福祉部 保健センター

（２）実施時期　令和 5 年 10 月～令和 6 年 3 月

３　決算審査　（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

（１）審査の対象

① 令和 4 年度 大垣市一般会計・特別会計及び歳入歳出外現金

② 令和 4 年度 大垣市財産区会計（議会設置 11 財産区）

③ 令和 4 年度 大垣市病院事業会計･水道事業会計･簡易水道事業会計･公共下水道事業会計・特定環境保全公共下水道事業会計・農業集落排水事業会計

（２）実施時期

① 令和 5 年　6 月～ 8 月

② 令和 5 年　9 月～10 月

③ 令和 5 年　6 月～ 7 月

４　例月現金出納検査　（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

（１）検査の対象（前月分の出納）

① 大垣市一般会計・特別会計及び基金、歳入歳出外現金

② 大垣市財産区会計（議会設置 11 財産区）

③ 大垣市病院事業会計・水道事業会計・簡易水道事業会計・公共下水道事業会計・特定環境保全公共下水道事業会計・農業集落排水事業会計

（２）実施時期　原則として、毎月 26 日

５　健全化判断比率等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

（１）審査の対象

① 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率　（一般会計等）

② 令和 4 年度決算に基づく資金不足比率　　（公営企業会計）

（２）実施時期　　令和 5 年 7 月～8 月

６　共同設置機関の監査　（地方自治法第 252 条の 11 第 4 項）

共同設置機関の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているか監査する。

（１）監査の対象

共同設置機関　：　大垣地域公平委員会

所　　管　　課　：　総務部 行政管理課

（２）実施時期　　令和 5 年 7 月～9 月

７　工事監査　（地方自治法第 199 条第 5 項）

市の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかという観点から監査を実施する。

監査を実施するにあたり、専門技術士に書類及び現地技術調査を委託する。

（１）監査の対象　工事の内容及び進捗状況に応じて選定

（２）実施時期　　令和 5 年 8 月～令和 6 年 3 月

令和５年度　監査等日程

監 査 等 区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 財務監査					→	→	→	→	→	→	→	→	→
2 財政援助団体等監査								→	→	→	→	→	→
3 決算審査	一 般 会 計・特 別 会 計 等			→	→	→							
	財 産 区 会 計 （議 会 設 置 11 財 産 区）						→	→					
	病院事業会計 水道事業会計ほか 1 会計 公共下水道事業会計ほか 2 会計			→	→								
4 例月現金出納検査	一 般 会 計・特 別 会 計 等 財産区会計（議会設置 11 財産区）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	病院事業会計 水道事業会計ほか 1 会計 公共下水道事業会計ほか 2 会計		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 健全化判断比率等審査 （健全化判断比率、資金不足比率）					→	→							
6 共同設置機関の監査 （大垣地域公平委員会）					→	→	→						
7 工事監査						→	→	→	→	→	→	→	→

※　監査実施計画に定める監査等のほかに監査を実施する必要が生じた場合は、別途、実施計画を定めて実施する。